

2020 年 4 月 8 日

各 位

京阪建物株式会社

緊急事態宣言発令に伴う就業体制について

平素より格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。

さて、ご承知のとおり、2020 年 4 月 7 日に政府より緊急事態宣言が発令され、大阪府が対象地域に指定されました。これを受け、政府からの不要不急の外出自粛や人と人との接触機会の削減等の新型コロナウイルスへの感染防止対策への協力の要請を踏まえ、当社では、社内の就業体制の見直しを行い、従来からの時差出勤の推奨に加え、2020 年 4 月 8 日から 5 月 6 日までの間、テレワークへの切り替えや事務所への出勤人員の縮小、自宅待機を含む出社制限の措置を行うことといたしました。

この措置により、弊社へのお問い合わせや日常業務の対応にあたって、お取引企業様ほか、当社が管理運営するビルご利用者様等におかれましては、ご不便やご迷惑をおかけすることとなりますが、事情ご賢察の上、ご容赦くださいますようよろしくお願い申し上げます。なお、今後の状況により本措置について変更する場合がございます。何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上